

いい夫婦の日



11月22日はいい夫婦の日です。

私は、日頃から私に代わって子どもの世話をしてくれる妻にとっても感謝しています。あまり言葉で伝えることはなかったのですが、いい夫婦の日ということで妻に感謝の意を伝えておきました。妻は現在第2子を身籠もっており、つわりがひどく、子どもを連れて実家に帰省しているため、電話で伝えたところ、つわりで機嫌が悪いせいか、あまり反応がありませんでした（泣）

ところで、この日には離婚事件の打合せもありました。打合せ中「今日はいい夫婦の日なんですけど、残念な旦那さんのせいで台無しですね」と言ったところ、笑いを取ることができ、和やかなムードの中で打合せが進みました。もちろん、どんな依頼者に対しても冗談を言えるわけではなく、言っても大丈夫かどうか慎重に吟味しています。

デタラメおじさん

東京地裁の入口付近には、有名なおじさんが陣取っています。かつて裁判をやったけれども、自分の期待した判決をもらうことができずに敗訴したようで、裁判所に対して相当恨みをもっています。

いつも拡声器で「デタラメ判決だー」と騒ぎ立てています。

その労力を他のことに使った方が、よっぽど生産的なものになぁと思うのですがどうなのでしょう。

覚せい剤の再使用

某芸能人が覚せい剤の使用で逮捕されていました。これで2度目です。

覚せい剤は依存性がとても強いと言われています。再犯率が他の犯罪に比べてとても高いです。私がいままで担当した事件も、覚せい剤で何度も捕まっているという人がほとんどでした。

覚せい剤の使用に限りませんが、初犯の場合（初めて正式裁判を受ける場合）、執行猶予が付く可能性が高いです。執行猶予が付くと直ちに刑務所に入る必要はなく、執行猶予期間中に何らかの犯罪を犯さなければ刑務所に入らないまま普段通り生活をするすることができます。

ですが、私は覚せい剤の場合に限っては、初犯でも実刑でよいのではないかと考えています。刑務所にいる間は覚せい剤を使用することができないので、ちょっとは再犯率が下がるのではないのでしょうか。そういう事案を実際に担当したら執行猶予を付けるべきと主張してしまいましたが。

ちなみに、全部漢字で書くと「覚醒剤」ですが、法律では「覚せい剤」と表記されているので、法律家は「醒」をひらがなで書きます。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設